

## 確定拠出年金専用ファンド

## インデックスコレクション(外国株式)

追加型投信/海外/株式/インデックス型

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型投信	海外	株式	インデックス型	その他資産(注)	年1回	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	なし	その他(MSCIコクサイ指数(円ベース))

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行うインデックスコレクション(外国株式)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成25年10月25日に関東財務局長に提出しており、平成25年10月26日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

## 照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: <http://www.smtam.jp/>携帯サイト: <http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル: 0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号

設立年月日:昭和61年11月1日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:4兆2,704億円

(資本金、運用純資産総額は平成25年8月30日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

## ファンドの目的・特色

### 〈ファンドの目的〉

- 確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 〈ファンドの特色〉

- わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ指数(円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

MSCIコクサイ指数とは

「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

## ● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

## ● 主な投資制限

- 株式への投資割合 …………… 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合 …………… 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## ● 分配方針

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配金は、自動的にファンドの受益権に再投資されます。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 〈基準価額の変動要因〉

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
信用 リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 〈その他の留意点〉

- ファンドは、MSCIコクサイ指数(円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

### 〈リスクの管理体制〉

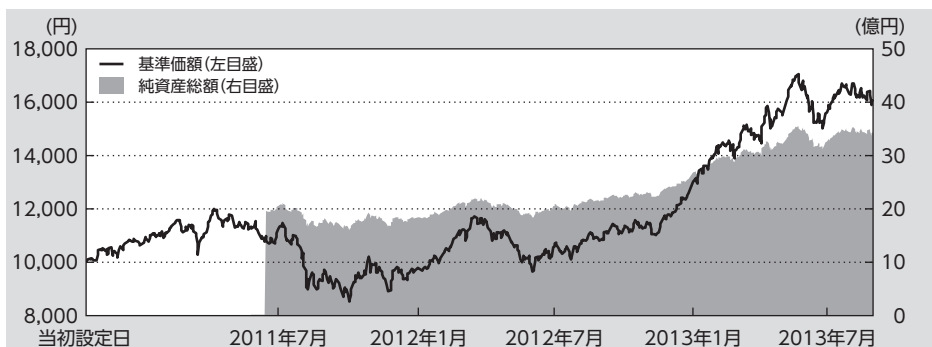
委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
- 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

# 運用実績

当初設定日：2010年10月20日  
作成基準日：2013年8月30日

## 基準価額・純資産の推移



基準価額	16,096円
純資産総額	34億円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

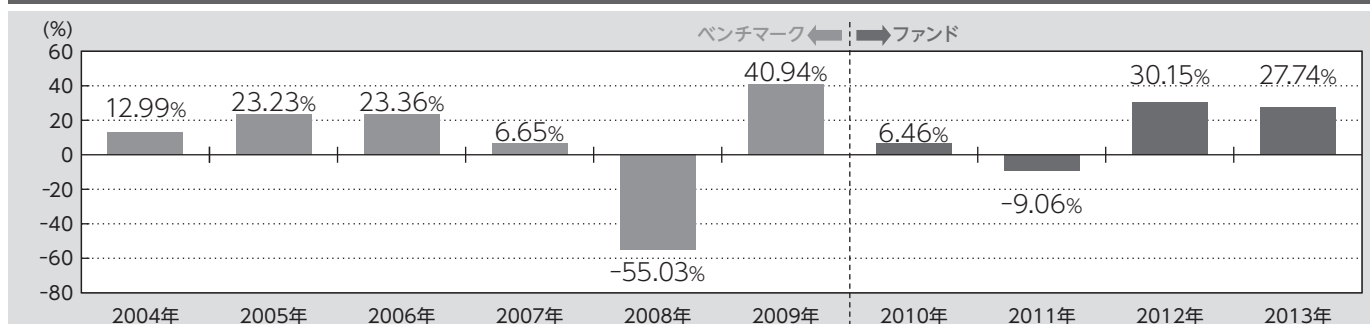
決算期	2011年7月	2012年7月	2013年7月	—	—
分配金	0円	0円	0円	—	—

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.7%
EXXON MOBIL	アメリカ	株式	エネルギー	1.4%
MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1.0%
JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%
GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財	0.9%
CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	0.8%
GOOGLE INC-CL A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	0.8%
PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	0.8%
NESTLE SA - REGISTERED	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	0.8%
WELLS FARGO & CO	アメリカ	株式	銀行	0.8%

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2010年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2013年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2004年～2009年は、ファンドのベンチマークである「MSCI コクサイ指数(円ベース)」の年間収益率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購 入 単 位	1円以上1円単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会(同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。)による購入の申込みのみの取扱いとなります。
換 金 単 位	1口単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 なお、確定拠出年金制度の加入者等が換金代金の支払いを受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	平成25年10月26日から平成26年4月25日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 不 可 日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドン証券取引所の休業日
換 金 制 限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。
信 託 期 間	無期限(平成22年10月20日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年7月25日(休業日の場合は翌営業日)です。
収 益 分 配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 [分配金再投資コース]専用ファンドです。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。



## 〈ファンドの費用・税金〉

### ● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して <b>年率0.168%*</b> ( <b>税抜0.16%</b> ) 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。 ※消費税率が8%になった場合は、 <b>0.1728%</b> となります。また、下記の配分も相応分上がります。	
	<b>委託会社</b>	年率0.1155%(税抜0.11%)
	<b>販売会社</b>	年率0.0315%(税抜0.03%)
	<b>受託会社</b>	年率0.021% (税抜0.02%)
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

### ● 税金

- ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、所得税及び地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、平成25年8月30日現在のものですので、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、内容が変更されることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

